

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則6-51

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

別表職位分類表(1)一般分類職の表備考に次のように加える。

- 5 研究職給料表の欄に掲げる職は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの学芸課長、教授、准教授及び主任研究員の職並びに本庁に勤務し、研究職給料表が適用される教授、准教授及び主任研究員の職を除く。

別表職位分類表(2)特定分類職の表を次のように改める。

| 適用給料表 等職 | 公安職給料表 | 高等学校等教育職給料表 | 中学校小学校教育職給料表 | 研究職給料表 |
|-------------|--------|-----------------------------------|--------------------------|----------------|
| 第1等職 | 警視の職 | 区分表の4の4級に掲げる職 | 区分表の5の4級に掲げる職 | 学芸課長の職 教授の職 |
| 第2等職 | 警部の職 | 区分表の3の3級に掲げる職 | 区分表の4の3級に掲げる職 | 准教授の職 |
| 第3等職 | 警部補の職 | 区分表の2の2級第1号ウ(ア)から (ウ)に掲げる職 | 区分表の3の特2級及び2の2級 に掲げる職 | 主任研究員の職 |
| | | 区分表の2の2級第1号ア、イ、ウ (エ)及び第2号に掲げる職 | | |
| 第4等職 | 巡査部長の職 | 区分表の1の1級に掲げる職 | 区分表の1の1級に掲げる職 | |
| 第5等職 | 巡査の職 | | | |

別表職位分類表(2)特定分類職の表中備考を備考1とし、備考に次のように加える。

- 2 研究職給料表の欄に掲げる職は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの学芸課長、教授、准教授及び主任研究員の職並びに本庁に勤務し、研究職給料表が適用される教授、准教授及び主任研究員の職に限る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。